

やま
山

ざき
崎

あきら
彰

学位の種類 博士(文学)
学位記番号 文第223号
学位授与年月日 平成18年1月12日
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 ドイツ近世的権力と土地貴族

論文審査委員 (主査)

教授 佐藤勝則 教授 小野善彦
教授 原研二

論文内容の要旨

序章 課題の設定

本書は、ブランデンブルクの近世的権力と農村社会において、土地貴族Landadelが占めた独自の位置を検討しようとするものであるが、『旧体制と大革命』第2部第1章でアレクシス・ド・トクヴィルが提示した独仏貴族の比較分析は、重大な視点をわれわれに与えてくれる。彼は、国家中央への権力集中が進んだフランスでは、貴族は地域行政への責任を放棄し、国家と住民間の調整的役割を担うことを中止し、こうして1つの寄生的存在に墮した。このためわずかな負担であっても、農民には耐えがたく受けとられたが、これに対してドイツにおいてはまさにこれとは逆の関係が存在し、貴族は地域行政への参画により、その重圧にもかかわらず農民により受け入れられ続けた。トクヴィルの以上の議論は、土地貴族の地域支配における独自の役割を強調することによって、「旧体制」下のブランデンブルク農村社会研究に重大な示唆を与えてくれるものであり、日本の東エルベ史研究者が十分意識してこなかった視点を持つため、いっそう貴重なものである。序章では、研究史をたどりながら問題を整理し、トクヴィルの観点をいかすためには、具体的にどのような課題設定を行うのがよいのか、考察を進めている。

研究史の検討では、「第二帝政期の社会政策学者や歴史家」、「ナチス体制と対決した歴史家」「近年の農村社会史研究者」「近年の貴族史研究者」を扱い、以下のような課題を導き出すことができた。即ち、本書の課題は、近世ブランデンブルク社会を長期的な循環langfristige Konjunkturに即して段階区分し、各段階での農村社会と権力関係・構造において土地貴族が占めた位置と役割を検討することにある。エルベ河東岸地域の近世社会は、農場領主制という固有の領主制を持ち、農民の領主に対する隷属度が際立って強い社会であることが強調されるあまり、この間、社会がダイナミックに変動した点は軽視されがちであった。この社会変動=長期的循環には、土地貴族の秩序形成力が影響を与えているのではない

かとの仮定の下に、課題を一層具体化するために、次のような分析視角を設定した。

本書が循環に着目したのは、近世社会では経済過程のみならず、社会総体も好不況の波動を繰り返し経験したと考えるからであり、また循環の変動が社会関係再生産の枠組みの変化、即ち秩序変質の外的表現であるとみるからである。われわれはここで循環過程を3つの局面、即ち、好況局面（安定した秩序の中で社会関係が順調に再生産される）、後退局面（秩序が崩れてゆき、社会的諸関係の再生産に重大な支障が生じる）、回復局面（根本的再編が行われ、再生産のための新たな秩序形成が開始される）に分類するが、ひとつの波動を経る毎に、ブランデンブルク社会は構造的な変容を遂げていくと仮定した。具体的にブランデンブルク史に即して各局面を示すならば、次のとおりである。第1局面：15世紀初頭のホーエンツォレルン朝成立から始まり15世紀末までの回復局面。中世後期から近世への移行過程とすることができる。第2局面：15世紀末から始まり16世紀末まで続く好況局面。近世ブランデンブルク社会の最初の発展・安定期である。第3局面：16世紀・17世紀交から始まり三十年戦争で真に深刻化する後退局面。第4局面：三十年戦争終了より1720年代頃まで続く回復局面。絶対主義国家の形成期とすることができる。第5局面：それ以降七年戦争での中断などもはさみ1806年のイエナ・アウエルシュタット敗戦まで続く好況局面。絶対主義国家の時代である。本書第1部ではこのうち中間の3つの段階に各1章を当て、第1の段階は第1章で付随的に論じ、第5の段階は終章において、歴史的展望として検討する。

次に、秩序形成と循環創出の主体として、土地貴族を位置づけることにしたい。ここで見通しを述べるならば、好況局面は、彼らが自ら創出した秩序より順調に利益を獲得しうる段階であり、後退局面においては、秩序維持能力を失うのみならず、自らそれを破壊し、利益の縮減や喪失に追い込まれた段階であり、最後に回復局面は、新たな秩序形成に向け、土地貴族も含め、権力エリートの再編が行われる段階と規定することができるのではないか。なお循環過程においては、秩序は単に解体と再生を繰り返すのではなく、一定の方向性をもって不可逆的に変質していく。秩序形成という観点から見れば、大局的には、裁判権を分散的家産的に保有した諸身分がそれによって秩序維持する段階より、行政国家（絶対主義国家）が軍事力を集中化するとともに、官僚機構をもって計画的に社会介入する段階へと移行する。土地貴族による秩序形成力も、この変化と無関係でありえるはずはなかった。

続いて、本書では「秩序」について次のような内容を想定している。秩序は先ず第1に、その理想的状態においてさえ、紛争や抵抗を排除したものをいうのではない。むしろそれらを包含しつつ、その社会特有の様式において処理し、これによって社会的体制が安定的に保たれた状態を指す。具体的には農場領主制的社会を捉える場合、その権威的支配を強調するあまり、農民を徹底的に従属化された存在であり、限りなく隷属化する傾向を持つと考えるのではなく、むしろ所領内の紛争や抵抗に対して安定したルールによって対処され、これによって所領の支配体制が保たれ、しかもそれが東エルベ特有な様式で実現していると考えている。また第2に、秩序は単一の主体によって形成されたり、単一の質から成るのでもなく、むしろ複数の異質な小秩序が成層をなしながら全体的秩序を形成すると見る。従って、所領において土地貴族が作り出した秩序は、農村住民の自律的秩序形成を完全に排除するものではなく、むしろそれに依存する場合さえありうる。また、軍隊の規律と領内の身分的服属関係が相互浸透し、権威的体制が強固になったとみる通説的解釈に対しても本書は懐疑的であり、行政機構や軍隊内の秩序と農村社会のそれはあくまで異質で、少なくとも本書が扱う段階では、容易には混じり合わなかったと考えている。むしろ土地貴族の存在意義は、国家と地域社会という異質な秩序の媒介、あるいは調整機能にあったのではないだろうか。本書で説明しなければならないのはこのような複雑な支配機能であり、それはただ搾取し、隷属化させ、規律づけるといった性格のものではない。

最後に、この社会的調整機能の中で行政国家と地域社会間のそれについては、第2部で財政的観点から検討することにしたい。ここでは、土地貴族を含めブランデンブルクの主要な領地支配形式である農場領主制をとりあげ、それが果たしていた社会的調整機能を解明する。第2部においては、4番目の循環局面、即ち三十年戦争終戦から18世紀初頭の段階に対象を限定するが、この段階は農場領主制の確定期であり、かつ絶対主義国家の軍隊・行財政の創出期であるとされている。従って、領主と絶対主義君主権による共同搾取体制の創出として、この過程が描き出されがちであるが、しかしこの段階は、第1部第2、3章でも論ずるように、多くの都市、農村ともに三十年戦争で壊滅的被害を受け、その再建も容易でなかった時期であり、このような惨禍を念頭に置いた場合、そのような解釈が成り立つか疑問が持たなければならない。当該期が回復局面にあたっていたことを重視し、むしろ軍隊や行財政機構の創出という課題と、農村社会の再建といういまひとつの課題、この簡単には両立し難い2つを調整するところに農場領主制の重要な存在意義があったのではないか、それを主に財政史的観点から考察することがここでの課題となる。これについて検討することにより、絶対主義国家形成期に、行政国家と地域社会間で土地貴族が実現していた調整機能を、制度論的に説明することが可能となるであろう。

第1部 近世ブランデンブルクの長期的循環過程

第1章 16世紀における城主＝官職貴族と農場領主制の形成

第1部では、近世の5つの循環局面のうち、中間の3つの段階に集中して検討を行った。

中世後期の混乱より脱却し、16世紀に秩序を取り戻し、好況局面を現出させたことには、領邦君主権の主導性によるばかりではなく、むしろ城主＝官職貴族の役割が実質的意味を持っていたことを、第1章では論じた。そこでは、城塞というアルカイックの実力が、彼らの秩序形成の前提となっていたが、他方で彼らは、官職貴族へと転化しつつある過渡的存在であった。彼らが創り出した秩序の内容をみるならば、一方では、農民の生活態度に農村社会荒廃の一因を見出し、それを「文明化」「規律化」する方向で秩序再建を目指そうとする動きが、はっきり打ち出されていたが、村落共同体の伝統的慣行を秩序の基礎に据えていたことも否定できず、さらに農民達の反抗的意志が秩序形成に寄与した局面さえ見られた。このことは、特に農場領主制形成の面に見出すことができる。農場領主制は、なるほど城主＝官職貴族主導による秩序形成の中から誕生した。しかし、当該段階の農場領主制は、安定的農場保有権と経営能力を持つ農民を存立の前提としており、その際に、農民の反抗的意志は、農民の安定的経営を損なわない範囲に賦役を抑制する役割を果たしていたのである。他方、領邦政治の部面でも、城主＝官職貴族は秩序形成を主導した。ごく一握りの城主＝官職貴族は、地域の実力者でありかつ君主の代理人として地域社会の紛争をおさめ、さらに身分団体と宮廷の意思調整を行うことで、領邦全体の秩序形成を実現したのであるが、この過程で彼らは、御領地官などの利権官職を確保しつつ、農場領主制に寄与する政策誘導も忘れることはなかった。

第2章 「17世紀危機」と三十年戦争

第2章では17世紀前半の後退局面を扱ったが、この段階、特に三十年戦争期における秩序破壊には、城主＝官職貴族による秩序形成能力の衰退が大きく与っていた。新たな権力的対立が生じ、これを調整する能力を彼らが持てなかったこと、ここにブランデンブルクにおける「17世紀危機」の内在的原因がある。対立の第1は、一大国家誕生に利害を追い求める内外の改革派、即ちカルヴァン派貴族が宮廷に結集し、身分団体を中心に集まった大多数のルター派ブランデンブルク貴族との間に軋轢が生じたこと

である。このことは、城主＝官職貴族によって宮廷、身分団体双方の利害・意思調整が行われていた16世紀的権力構造の終焉を意味し、このような権力的分裂状況が、三十年戦争に用意もないままブランデンブルク国家が巻き込まれ、被害を拡大した原因となった。第2の対抗関係は、16世紀の農村社会と権力構造を築き上げたところの城主＝官職貴族層が、その形態転換の中から傭兵軍将校という一種の鬼子を生み出し、後者が城主層に代わってブランデンブルク社会における軍事力の体現者となり、しかもその母胎となった貴族達と対立を繰り広げ、ブランデンブルク社会に対して破壊の主導者として臨んだことである。城主＝官職貴族の城塞に基づく秩序維持能力はその無力さをさらけ出し、騎士身分（土地貴族）と傭兵軍将校の利害対立を貴族自身の手によって調整することもかなわなかった。もはや、第三者たる軍政組織の整備が避けて通れぬ課題となって浮上してきたのである。さて三十年戦争の帰結として、農村社会においては、各クライスの農民農場数は戦前比50～10%程度までに減少し、生き残った農民農場においても、生産能力に著しい低下のあったことが明らかとなった。城塞による秩序維持能力を失ったこの時、土地貴族には、16世紀の城主＝官職貴族とは異なった領主としての役割が求められることになっていた。

第3章 三十年戦争後の宮廷・軍政組織確立と農村社会の再建

第3章が扱った17世紀後半から18世紀初頭の時期は、長期的循環では回復局面にあたる。この時代、ブランデンブルク＝プロイセン国家は帝国内の一大国家となったことによって、新領邦やドイツ各地から帝国貴族も含む多くの人材をベルリン宮廷に集め、自然、ブランデンブルクの旧貴族はそこにおいて力を失う結果となった。しかし18世紀にはいり、国家の権力的統合の中心が宮廷から軍隊に移動したことは、もともと宮廷よりも軍隊において権力に関わる方途を求める傾向を持った旧貴族にとっては、国家との一体性を回復する契機となった。しかし16世紀の城主＝官職貴族とは違い、三十年戦争後の旧貴族は、権力の頂点にあって権力関係を調整するような立場にはなく、現場将校として地域行政官として、国家行政組織の計画化された活動を一方で支えるとともに、他方では権力的必要性が地域社会の再生産を破壊しないよう配慮し、双方の課題の調整をはかるところに、秩序形成上の役割があった。これに対して、財政資金の調達・分配といった国家運営の中核的課題は、軍政組織、即ち官僚制行政機構が管轄する時代を迎えた。また土地貴族としては、三十年戦争による社会荒廃からの回復のため、社会的再生産創出に対し自ら責任を担うことになった。17世紀後半以後の土地貴族達が、軍事的保護機能を失ったにもかかわらず領主であり続けることができたのは、16世紀の貴族とは異なった次のような機能を果たしたことによるところが大きいといえるだろう。第1に、荒廃した農民農場再建に対する投資的・経済的役割を挙げるべきであろう。16世紀農場領主制では、農民所有の生産手段が領主経営を支えていたが、三十年戦争後は、これとは逆に領主所有の生産手段によって農民経営が再建されていった。しかし彼らの領主としての活動は、このような経済的再建にとどまるものではなく、武力的能力を失ったとはいえ秩序形成に対しても関心を失うことはなかった。即ち第2に、戦渦の中をかろうじて生き残った村落共同体の秩序維持にも彼らは気を配り、農村内の紛争や対立に対して武力的解決能力を持たない分、より客観的公正な裁判制度を提供しようとした。第3に、村落共同体自身の伝統的な秩序維持能力の涵養にも配慮している。その場合彼らは、16世紀の城主＝官職貴族のように村民の道徳的刷新に熱心でなかったばかりか、むしろ敬虔主義者による農村民衆の道徳的改造の試みに対しては、村落秩序を混乱させるものとして敵対的でした。権力的行政機構において合理化が進行する一方、農村社会では伝統的社会秩序の再建に精一杯であり、この2つの異なった社会原理の狭間にあつて、その社会的調整を行うところに、三十年戦争後の土地貴族達の社会的存在意義を見出すことができる。

第2部 ブランデンブルク＝プロイセン国家と農場領主制

第4章 御領地財政と農場領主制

続く第2部では、17世紀後半から18世紀初頭に対象を限定し、絶対主義国家形成につれて飛躍的に需要の高まった財政資金調達の問題に焦点を定め、土地貴族の基本的領地支配形態である農場領主制が、以上述べたところの社会的調整において、どのような役割を実現していたのかについて、検討した。

第4章では、財政制度の面でも農村社会の再建の面でも、改革と秩序再建を先導した御領地を採りあげた。御領地財政に関しては、アムツハウプトマン（多くが16世紀の城主＝官職貴族）によって家産的・分散的に運営された段階から、フィナンシエの会計官が権限を集中した段階を経て、統合的金庫運営と計画的・合理的会計制度が整えられる段階へと至った。また御領地管区の経営でもアムツハウプトマンは排除されていったが、それに代わって経営を任されたのは市民出身の総小作人であった。彼らには、農民農場維持への配慮とともに、動産的生産手段の適切な管理とそれへの積極的投資を求められていた。御領地における農場領主制は、一方で御領地財政（宮廷）に対して計画的に財政収入を供給し、他方で領地経済の再生産確立のために脆弱な農民経営への投資も行い、こうして二重の社会的役割を自らに集中し調整していた。

第5章 農村税制と農場領主制

第5章では、軍事財政の基幹税制であるコントリブツィオンを採りあげ、その合理化過程が、農村社会の再建といかに並行して進められ、農場領主制がそれをどのように仲介していたかを検討した。17世紀末・18世紀初頭のクールマルクにおけるコントリブツィオン改革は、斉一的制度を求める絶対主義国家の志向に添って、納税義務者の租税負担能力の基準をフーフェ数（共同体内での世帯維持能力指標）より農産物生産量（普遍的生産能力指標）に変更し、これによって共同体の枠を越えてクライス全体において課税の公正さを達成しようとした。しかし、農民の租税負担能力の不安定性ゆえに、課税標準の改革だけでは十分とはいえ、それを補完していたのがクライス（騎士身分）財政における租税免除制度と共に、領主の賦役・貢租免除と租税代納であった。ブランデンブルクの村落共同体は、その裁判機能によって地域内の紛争処理に重大な役割を担ったが、しかし財政は脆弱で、西部ドイツの村落で行われていた租税連帯責任制を発達させることができず、このためそれを領主が代替していたのである。

終章 18世紀後半への展望

終章では、以上の検討の結果をまとめた上で、第5循環局面にあたる18世紀後半に、「農村社会」「ブランデンブルク＝プロイセン国家」「土地貴族」の各領域においてどのような社会変動が生じたかを展望した。

「農村社会」

18世紀中葉以降の農村社会に特徴的な現象として、農民経営の成長を農村下層民の膨張とともに挙げることは、大方の論者の中で意見の一致をみている。かつてはこのような現象を、農民経済の繁栄と農民層分解の所産であって、増大する下層民を領主経営が労働力として統合することで、ユンカー経営に転化しえたとわが国で解釈されてきたが、しかし論証面において十分であったとはいえ、むしろ18世紀にはこれとは対極的な現象として、コセーテ農民も含めた農民層の中では、農場規模の「均等化」Egalisierungが村落単位でしばしば実行された。「均等化」は、18世紀の農民経済の発展が、農民の私利と競争を介して階層分解に通じるものでは必ずしもなく、むしろ村落共同体の結束強化と両立しう

ることを示唆しているが、「均等化」が行われた村落、行われなかった村落にかかわらず、所領支配からの農民の自立化も個人的営為としてのみ実現したのではなく、共同体的な事業としても行われた。ハルデンベルク改革後に行われた「調整」や「償却」による領主制廃棄が、村落を単位に実現しているところからも、それは明らかであった。

「ブランデンブルク＝プロイセン国家」

次に、農村社会への影響如何という観点から、18世紀後半の国家の政策を論じた。18世期の経済発展につれて利害対立することの多くなった領主と農民の関係を、なんとかつなぎ止めようと、国家は政策的に介入したが、全体としては、領主―農民関係の形骸化を一層推し進める役割を果たしている。この点を理解するためには、18世紀中葉における財政政策の転換の内容をみる必要がある。即ち七年戦争以降の財政政策においては、経済発展を税収増につなげ、これをさらなる経済発展に帰結させるという、従来にはみられなかった政策的観点が打ち出されていた。これらの経済政策の影響として重大なのは、それが単純に経済発展の刺激になったというだけでなく、伝統的農村社会と農場領主制の変質・解体に向けて作用していったということである。特に金融機関の政策的創出が重要である。例えば財政から資金提供を受けて設立されたラントシャフト信用制度は、土地貴族の領地からの分離を促進し、農場領主制下の領主の存在意義を揺るがす結果となった。このことは、項を改めて論ずることにしよう。

「土地貴族」

このような貴族と領地の分離傾向は、18世紀後半にブランデンブルクで生じた最も重大な社会変化であるといえる。この分離傾向は単一の要因から生じたものではなく、様々な側面を有していた。第1は、領地を持たない新権力エリートの形成である。彼らが、貴族という身分よりも官僚としての地位に、権力エリートとしての属性を見るようになっていったことは、近世的貴族身分が解体過程にあったことを意味しているといえる。また彼らは必ずしも領地購入にこだわらなかったため、この結果、権力エリートであるということと領主であるということは、不可分の関係であることを止めてしまった。第2に、領地からの分離は新貴族に限られた現象ではなく、旧貴族の中にもそれは顕著となっていった。これには相続慣行が、所領分割による方法より抵当債券配分によるそれへと変化していったことが大きく影響した。特に国家によって後押しされて誕生したラントシャフト信用制度は、貴族と領地の紐帯を断ち切る上で重大な役割を18世紀末から19世紀前半にかけて演じた。即ちそれは、債権者に解約告知権を認めておらず、その代わりとして市場性を有した無記名式債券を採用し、これをもって記名式抵当債券を置き換えてやったが、その結果、債権の流動性が格段に増したことで、領地取得に与らず、債券だけを受け取った相続人と領地の関係は、簡単に断絶されることにもなりえたのである。第3に、所領を引き継いだ者でさえも領地との結びつきを弱めていった。こうした現象は宮廷に出仕した官職貴族や、あるいは当主となった後も将校職にとどまり続け、領地に常時居住できない者に顕著であったが、しかしそうでない場合であっても、全体としてベルリンなど都市に居を構える貴族が目立つようになっていった。しかしそれであっても、ブランデンブルク土地貴族の中にこのような状況を深く自覚し、領主としての伝統に忠実でありつつ、前方に向かって問題を解決しようとした者があつたことの意味も軽んじることはできない。最後にこのような土地貴族の例を挙げておいた。

論文審査結果の要旨

本論文の課題は、近世ブランデンブルクの土地貴族がプロイセン国家形成期において選帝侯（王）権を頂点とする社会的権力状況のなかで、また彼らの成立基盤である農場領主制を柱とする農村社会のなかで果たした歴史的役割を解明することに置かれている。

この課題を果たすために、論者は30年戦争（1618～48年）の前・後の時期にあたる16世紀から18世紀までの長期にわたる時代を、以下の4段階に区分しこれに焦点を当てて考察を加えている。

1. 16世紀の秩序の安定を背景としたブランデンブルク社会の最初の発展・安定期（第1章）。
2. 30年戦争（1618～48年）で深刻化する秩序の喪失と危機の時期（第2章）。
3. 30年戦争後、18世紀20年代までの秩序回復の時期（第3章、第4章）
4. 18世紀30年代からナポレオン戦争までの典型的絶対主義国家の時代（第5章）。

序論は、研究史整理と本論文の視角、課題の提示、さらに終章は、本書の総括にあてられている。第1章から第3章までの第1部は、30年戦争前・後をはさむ農村社会の構造変化、すなわち農場領主制の成立とその構造変化を基礎にしつつ、ブランデンブルク社会の権力状況の推転を解明している。第2部では、プロテスタントのブランデンブルク＝プロイセン国家、その御料地制度の近代的な編成替えと直接国税である農村税制コントリブツィオンの展開が、ブランデンブルクの土地貴族にいかなる役割をになわせることになったかを論じている。

以下各章毎に、その論証を要約しつつ本論文の独創的な点また研究史に対する貢献内容を明かにしてゆくこととしたい。

序論 課題の設定

ここではまず、従来のドイツ史、なかんずくプロイセン＝ドイツ史を特徴づけて来たブランデンブルクの土地貴族がになった農場領主制の歴史的性格に対する経済史研究、並びに法制史研究におけるマイナス・イメージを払拭するために、特に1990年代以降の東西両ドイツの農村社会史研究並びに近世貴族史研究の蓄積を対置する。

19世紀のクナップに代表される古典的な経済史研究は、エルベ川以東の農場領主制（グーツヘルシャフト）にエルベ川以西のグルントヘルシャフトを対置し、前者をナポレオン戦後のシュタイン・ハルデンベルク改革の結果生まれたユンカー経営に直接結びつくものとみなしてきたこと。またヒンツェに代表される国制史研究は、選帝侯（王）権と身分団体との対抗を考察の焦点におき、土地貴族は後者の伝統的利害の担い手として啓蒙専制君主に対置されるだけであった。これに対して著者は、15世紀から18世紀に至るそれぞれの時代において、ブランデンブルクの土地貴族がいかなる歴史的役割をになったかについては、そもそも十分に論じられてこなかったとする。

その上で、1990年代以降のドイツの農村社会史研究並びに近世貴族史研究の研究蓄積をこれらの先行研究史に対置している。まず農村社会史研究としては、エンダースが分析したブランデンブルク土地貴族が農村社会秩序形成に果たした画期的な役割に関する膨大な研究蓄積に注目する。近世貴族史研究の新しい研究蓄積としては、ハーンの方法に注目する。ハーンは、選帝侯（王）権と身分団体の二極的な対抗関係そのものではなく、土地貴族自体が選帝侯（王）権を頂点とする近世権力の展開に対して、そして最終的にはブランデンブルク＝プロイセン国家のなかでいかなる役割を具体的に果たしていたのかを問題にしている。

このエンダースとハーンの研究視角を結びつけつつ、論者はさらに次のような独創的な視座と課題の

設定を試みる。土地貴族を推進力とするブランデンブルク社会の秩序形成とその展開の基礎に農場領主制を媒介にした農村社会の支配構造をすえ、さらに選帝侯（王）権と対抗し得る暴力的秩序維持機能を果たしつつ、宮廷官職に浸透してゆく16世紀の土地貴族の歴史的役割は、その後30年戦争をはさんで18世紀前半期までの間にどのような内容をもって歴史的に展開していったのか、と。

第一章はホーエンツォレルン家の統治開始期のブランデンブルクの農村社会において、暴力を独占した土地貴族が城主として、農村社会秩序の回復をはかりつつ、選帝侯（王）権に対しては、官職保有貴族としてこれを支える役割をになったことが明かにされている。土地貴族である城主が保証する安定した秩序の下で、エルベ川以東では隸役小作制が一般的であったとする通説（ハルニツシュ）を批判して、論者は永代借地権を保有する農民農場を前提にして、「平和と経済成長」の16世紀においては、領主と農民双方の対等な闘争と交渉の結果、農場領主制が形成されたと主張する。土地貴族は、農民の生産手段（家畜、農具、種籾等）の保有並びに農民自身がになった村落自治（村落裁判、村落令）を前提に、賦役労働を收取する農場領主制を成立させたととらえている。プロテスタント国家の修道院所領没収によって生まれた大規模な御領地の経営は、選帝侯の御領地に対する抵当前貸しによって事実上その運営権をアムツハウプトマン（御領地官）という官職を保有した土地貴族が握ってゆく。またこのようにして「城主＝官職貴族」となったブランデンブルクの土地貴族は、一方で選帝侯権を支える権力エリートとなるが、同時に新ビール税金庫のような身分金庫を基礎とした在地の身分団体と選帝侯権との間の利害を調停する役割もになっていたとしている。

第二章においては、第一章で論じられた16世紀体制の崩壊が論じられている。17世紀は、一転して30年戦争で秩序は失われ、農場領主制並びに農民農場の双方が深刻な打撃を受け、農村社会が荒廃した「危機の時代」と見なされている。この秩序破壊をもたらしたのは、外敵の侵入とブランデンブルク貴族内部からの傭兵軍将校の輩出であった。16世紀に城主＝官職貴族として土地貴族がになってきた秩序維持機能崩壊の内的要因として、論者が注目しているのは以下の2点である。

①支配領域の拡張を望む選帝侯の宮廷では、官職保有者の内部にブランデンブルク領外出身者やカルヴァン主義者が増大することで、ルター派のブランデンブルク土地貴族が宮廷内での権力を喪失したこと。②こうした地位の後退は、16世紀末の経済不況とそれに伴う身分団体金庫の財政破綻に起因するものであった。かくして選帝侯と身分団体間の利害調整能力を土地貴族が喪失してゆくこと、これである。

その軍事的な表現こそは、選帝侯の「領邦防衛臨戦体制」構築のための財政負担問題の紛糾であり、選帝侯と身分団体間の利害調整不能の事態であった。ブランデンブルクの軍制はもともと領邦防衛のためには、レーエン騎兵と都市民兵に依存していたが、30年戦争に際して大きな勢力となった傭兵軍将校に土地貴族が参加し、相互に衝突したことは、戦争の惨禍を決定的なものにした。外国（オーストリア、デンマーク）からの傭兵軍隊の蹂躪（ワレンシュタインによるブランデンブルクの軍事占領）を許した苦渋の原因は、何よりもこうした土地貴族間の亀裂にあったとしている。このような社会的権力状況において、当該期には農民農場並びに農場領主農場のいずれも壊滅的な打撃をうけたことが結論されている。

第三章では、①30年戦争後の宮廷権力エリートの構成がいかなるものとなるのか、②ブランデンブルクの土地貴族内部から生み出された傭兵軍将校と騎士身分との対抗関係がどのように克服されていくのか、そして③ブランデンブルク農村社会の再建にどのような役割を土地貴族が果たしてゆくのか、が問われている。以下の論証は、従来の通説が30年戦争後、土地貴族が国制レベルで失った地位の代償として、公課免除の特権を享受しつつ、クライス（郡）を基盤に農民を体僕制や世襲隸民制に縛りつけ、領主裁判権を背景に賦役拡大を志向する農場領主制が最終的に確立してゆく、としてきたことに対する鋭

い批判を含んでいる。17世紀後半から18世紀にかけてのブランデンブルク＝プロイセン国家の社会的権力状況並びにそれを支える物質的基礎としての財政構造の分析、さらには司法的秩序の全体構造のなかで土地貴族が農村社会の再建に果たした歴史的役割が解明されている。その点で、本書第一部の白眉をなしている。

御料地財務庁や宮廷御料地財務府の設置によって、16世紀の土地貴族の農場領主制展開を保証していたアムツハウプトマンを通じての管区毎の自律的な経営は後退する。それに代わって宮廷の権力エリート層を形成してゆくのは、御領地改革を推進するカルヴィン派の改革派貴族並びに御領地の総小作人となった市民層であった。彼らは、御領地収入を中央金庫に集中してゆく。この過程で選帝侯はベルリン・ポツダムにわたる一大「宮廷都市」建設に向かうが、その中核をなした御領地はもはや伝統的ブランデンブルク土地貴族の手を離れ、こうした宮廷エリート層の管理するところとなっていったのである。ポメルン貴族やプロイセン貴族は西部ドイツからの市民層とともに宮内職や参議といった宮廷中枢を占める。

これに対してブランデンブルクの土地貴族は、傭兵軍将校でもなく、騎士身分でもなく、軍隊勤務をとおして選帝侯の軍政組織の形成に寄与する存在となってゆく。

同時にこうした軍政組織の整備は、中央軍事金庫の確立をとおして軍事の側面から集権税制の成立を促す。他方ブランデンブルクの土地貴族は、本来の自己の直営農場経営を媒介に、領主が望んだ農民農場再建の手段としての世襲隸民制並びに賦役軽減と結びつく隸役小作制の下に農民を編入する形で、30年戦争で荒廃した農村社会の再建を担うことになる」と論者は主張している。その際、農場領主はもはや軍事力による農村支配に代えて、村落裁判権を尊重しつつ、これに接続するより広域的な司法秩序（所領裁判）の形成を展望しうる領主裁判権の確立に向かった。こうして30年戦争後の農村社会は、その秩序を回復したとしている。

第四章では、選帝侯（王）の収入源の柱である御領地経営を土地貴族に委ねていた体制を改め（第一節）フィナンシェ型の富裕市民層を担い手とする管理（第二節）からさらに官僚制的な行政組織に編成された統合金庫制度や年度会計制度へと統合していく（第三節）過程が段階的に実証されてゆく。その際、問題の焦点をなしたのは、①御領地の解体によって自由農民に永代小作権を保証する形で収入を確保するのか、②それとも富裕市民層への一括した御領地管区経営の委託という総小作制によって基本的に農場領主制を維持するのか、の選択であった。ブランデンブルクでは、資力ある農民層が欠如していたために、賦役收取権と領主裁判権を継承する形で後者が選択されたのであり、総小作人は今や国王収入の安定的な継続を保証するだけでなく、脆弱な農民農場への配慮をも課題として担う存在へとその性格を変えた」と論者は結論している。

第五章では、王権の主導のもとに導入された直接税である農村に対する課税であるコントリブツィオン課税に対して、御料地以外の貴族所領において依然として農場領主制を維持していた土地貴族が、18世紀前半期の農村社会のなかでいかなる役割を果たしていくのかが論じられる。18世紀後半を展望する終章では、シュタイン・ハルデンベルク改革から三月革命につながるブルジョワの改革との関連が本来論じられなくてはならないが、論者はその問題については禁欲する。従って第五章は、本書の事実上の終章をなしており、研究史の通説に対してブランデンブルクの土地貴族の歴史的役割を次の二点に求めている。①農場領主が農民に対する賦役・貢租免除を実施したこと、そして②農民が支払うべきコントリブツィオン課税を農場領主が代納したこと、これである。

すなわちコントリブツィオン課税は、クライスや共同体相互間の租税負担能力やフーフエの差異、肥沃度の相違を無視し、農産物の生産量という単純な生産能力基準に基づいて課税する、いわば形式的平

等性を追求するものであった。これに対して、ブランデンブルクの土地貴族は、農村社会の安定のために自らの領地収入に関係する賦役や貢租の免除を実施しただけではなく、農民の実質的な平等性を確保するために、クライス議会にあってはコントリブツィオン課税免除あるいはさらに一歩進んで農民に対する自然災害復旧等のための補助金の提供者としての役割を果たした、と言うのである。

以上のような論者の論証は、社会的権力状況の基礎をなす、等族財政が担った歴史的役割や間接税(アクツィーゼ)と区別される直接税や御料地収入そして軍税の中央国庫への統合過程についてもこれを具体的に明かにしている。30年戦争をはさむ16世紀から18世紀までの農村社会において、またブランデンブルク・プロイセン国家の成立に至る過程において、土地貴族がになった歴史的役割について通説を覆すに十分な考察を加え、新たなブランデンブルク土地貴族像を描き出している。以上から、本論文の提出者は博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断される。